

第六十一号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

18	17	16
の公簿 覧等	個人番号 カードの再 交付	通知カ ードの再 交付
住民記 録一 覧表 以外 のも の	住民記 録一 覧表	
一 回	一 件	一 件
百 円	八 百 円	五 百 円

を

17	16
の公簿 覧等	個人番 号カ ード の再 交付
住民記 録一 覧表 以外 のも の	住民記 録一 覧表
一 回	一 件
百 円	八 百 円

に改める。

別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表備考第一号ただし書中「部分又

は「を「部分若しくは」に改め、「場合」の下に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加える。

別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号））に基づく審査の事務に限る。）の表五の項中

イ 性能基準（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万七千七百円
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万九千四百円

を

イ 性能基準（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万七千七百円
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万九千四百円

に

(1) 性能基準（省令第一条第一項第二号イ 及び同号ロ 又は同項第三号に定める基準をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万九千四百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千四百円

仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万六千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万千円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万八千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万四千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十五万七千円	

性能基準（省令第一条第一項第二号イ、若しくは（）及び同号ロ、又は同項第三号に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万九千百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万六千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万千円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万八千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万四千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十五万七千円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万八千円
仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万四千円
	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル未満のもの	三万三千百円
	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万八千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万四千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十五万七千円

を

に
改め、

同表備考中第八号を第十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

十二 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限り。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

十三 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表備考第七号中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第六号中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同表備考第五号中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第九号とし、同号の前に次の二号を加える。

七 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項

に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

八 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、三の項に掲げる区分に応じて算出した額とする。

別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表備考中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同表備考に第一号及び第二号として、次の二号を加える。

一 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額

は、一の項(一)に掲げる区分に応じて算出した額とする。

二 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、二の項(一)に掲げる区分に応じて算出した額とする。

別表第二健康部の表六十五の項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

別表第二土木部の表一の項中

広 告 板 同	廣 告 板 同	三 千 二 百 二 十 円	プ ロ ジ ェ ク シ ョ ン マ ッ ピ ン	グ 同
----------------------	----------------------	---------------------------------	--	--------

三
千
二
百
二
十
円

を

三
千
二
百
二
十
円
た
だ
し、
面
積
千
平
方
メ
ー
トル
を
超
え
る
も
の
に
あ
つ
て
は、
六
十
四
万
四
千
円

に
改
め
る。
。

付
則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二健康部の表の改正規定は、令和二年九月一日から施行する。

(説明)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三

号)の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等の事務手数料を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。